

川崎市立図書館対面朗読実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、川崎市立図書館条例（昭和25年川崎市条例第32号）第3条第2号の規定に基づき、川崎市立図書館（以下「図書館」という。）が行う視覚障害者等に対する資料の対面での朗読（以下「対面朗読」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（対面朗読の実施）

第2条 図書館は、対面朗読を希望する視覚障害者等に対し、図書館内において対面朗読を実施する。

2 対面朗読の朗読時間は、午前10時から午後4時30分までの1回2時間以内とし、事前に図書館に申込みものとする。

3 対面朗読に用いる資料は、原則として、図書館が所蔵する資料とする。

（対面朗読の対象者）

第3条 対面朗読の対象者は、次のとおりとする。

（1）本市に居住し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づき、視覚障害の程度が記載されている身体障害者手帳の交付を受けている者

（2）教育長が特に必要と認めた者

（対面朗読の登録）

第4条 対面朗読を希望する者は、対面朗読利用申請書（第1号様式）又は電話等により教育長に申込み、登録を受けるものとする。

2 前項に規定する登録の有効期間は、登録の日から3年とする。

（朗読者の登録）

第 5 条 対面朗読の朗読者（読み手）の登録を受けようとする者は、
対面朗読者（読み手）申請書（第 2 号様式）により教育長に申請し
なければならない。

2 前項に規定する登録の有効期間は、登録の日から 3 年とする。

3 朗読者は、次のいずれかの要件を満たすことを必要とする。

（1）教育長が朗読を行うに当たり必要と認める研修等を修了してい
ること。

（2）他都市等で朗読ボランティアの実施経験を有していること。

（報告書の作成）

第 6 条 対面朗読を担当した職員は、対面朗読実施報告書（第 3 号様
式）を作成しなければならない。

（その他）

第 7 条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。従前の「川崎市立
図書館視覚障害者図書館資料対面朗読制度の設置に伴う運営要綱」

（昭和 56 年 5 月 1 日制定）は廃止する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

担当	係長	館長

対 面 朗 読 利 用 申 請 書

No.

ふりがな 氏名		生年 月 日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日
住所	〒	電話番号	()
障害の程度		備考	
年 月 日 川崎市教育委員会教育長様		継続 確認	① . .
			② . .
			③ . .
			④ . .

担当	係長	館長

対 面 朗 読 者(読み手)申 請 書

No.			
ふりがな 氏名		生年 月 日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日
住所	〒 川崎市	電話番号	()
受講した研修	☐ 川崎市立盲人図書館 ☐ その他()	備考	
年 月 日 川崎市教育委員会教育長様		継続 確認	① . .
			② . .
			③ . .
			④ . .

対面朗読実施報告書

担任	係長	館長
----	----	----

実施日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
利用者氏名		
朗読者氏名		
実施内容	朗 読 資 料 名	朗 読 ペ ー ジ
	1	P ~ P
	2	P ~ P
	3	P ~ P
次回希望	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
	資料名	☐ 今回と同じ ☐ []